時事新報は二十年三百六十五日一日も休刊無し

# 時事新報

第二千八百三十九號
明治廿三年十一月十五日土曜日(庚子)
舊暦庚寅十月四日
日出午前六時十八分　日入午後四時三十三分
月出午前八時五十二分　月入午後六時三十九分
滿潮午前六時四十四分　午後七時零二分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

| 一行五號活字廿四字詰ノ | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
| --- | --- | --- | --- |
| 一行ニ付 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

## 時事新報

### 日本工藝家に所望あり

事に觸れて感覺の極めて鋭敏なるは我日本人の特性なり開國以降日新進步、今日の勢を呈したるは此特性あるが爲めならんと雖も癇癖の小兒が過敏にして俄かに好惡を變ずるが如く動もすれば其極端に走り急進には急退の伴ふありて爲めに弊害を生ずるに至るは往々免る可らざるが如し是れより先き一時西洋風の流行するや事々物々西洋に癖し例へば工藝の一事に就ても我れより一着を彼れに讓り偶々西洋人中にて日本の繪畫を賞贊し其彫刻を珍重する者あれば日本人の方にて却て自から訝を爲し西洋人の賞贊は恰も子供が消書を書きて案外善く出來たるを褒むると一般、日本人にしては上出來なりと云ふ迄にして絕對の美と稱するに非ず云々とて強て自から輕んずるみと殆んど極點に達したりしが近來日本の工藝品が西洋の博覽會などに重んぜられ其評判の高きと共に頗る價を增したる折柄、日本にては彼の歐化主義に漸く反動の色を呈して國粹保存の說を生じ曩に西洋の事物を重んじたる正反對に今度は之を輕んじて彼の工藝品等に就ても自許太過、動もすれば日本贔負に走りて却て他の所長を忘るゝものゝ如し近頃寶物取調と云ひ或は工藝協會と云ひ凡そ此邊に關係して技術鑑定家なとゝ稱し喋々論議する者の中には日本は工藝美術上に於て世界第一位に居る者にして其意匠の秀逸なる其技術の精緻なる天下共に比肩する者あらずとて西洋の美術工藝を擧けて之を眼下に見下すものも少なからず左れば我國より西洋工藝視察かたがた彼の國に赴きたる者あれども右等の評判に浮かされて自から高きに居るが故に他の所長を視んとするの念も亦自から湧かざるを得ず彼の有名なる美術館を見るには一箇所にても數日を費す可き程なるに巴里に一週、羅馬に十日、伯林、維也納に五六泊して匆々觀察を終りたりと稱し有名なる油畫銅石像を始め其他陶磁器織物類等に就ては其實物を窺はざるのみか參考の爲め其實物を蒐集するみとさへ爲さず斯くて日本に歸り來りて西洋諸國を遍覽したれど其美術工藝は概ね俗氣紛々として見るに足るものあらずなど遠慮もなく吹聽するが如き面を背して泰山を見ず天下山なしと云ふと何を以て異ならんや日本の方にては自負心を生じて西洋工藝に無頓着なるみと實地右の如くなる其際、顧みて西洋人を見れば日本の工藝品を得てろの意匠を變形し其技術を適用せんと苦心盡力するみと一方ならず現に昨年巴里博覽會の出品中陶器に日本品を模製したるものあり油畫若くは水色畫に日本畫の意匠を加へたるものあり絨氈若くは窓掛に日本の唐草を織出したるものあり精巧眞に迫るのみならず之に自家固有の技術を加へて同國人の嗜好に適せしめたれば之を一覽したる日本人をして其出藍に驚きて瞠若自失せしめたる程なり又英國グラスゴー府に有名なるテンプルトン氏の絨氈織場あり我輩曾て之を一覽するの際、絨氈に四君子を織出したる其模樣の如何にも日本風なるを怪み何人が此意匠を作りたりやと尋ねたるに案內人は微笑しながら直に押入の中を探りて有田製極彩色の茶瓶を取出し近來米國の需要者は絨氈に日本流の意匠を愛するに就き當場にては陶器に因り絨氈向きの意匠を寫して斯くは織出したる者なりとて事の仔細を語りたるを聞けり即ち西洋諸國人は氣根よく其研究を凝らして他の所長を學ぶに熱心なれば日本工藝家の方にても刻意新想を工風すると同時に西洋技術の勝れたる所は虛心平氣に觀察して換骨脫體その神髓を奪ひ去るの覺悟なかる可らず凡そ工藝などの事は數百年來、時と共に變遷沿革する者にして短長精粗、國に因りて自から其趣を異にするは固より我輩の多言を待たず即ち自他相對比して取捨撰擇を愼む可きは誠に當然の事にして斯かる技術的の部分に對し好惡急變の疳癖を及ぼし忽ち西洋品を盲拜するかと思へば又忽ち自負心を生じて眼中他國の所長を映せず官尊民卑の我國にて高位高官に在る者共が頻りに自國の工藝を誇りて天下第一など云ふを聞けば其人たる昨今耳學者流なるにも關せず尋常一般の技術家は官人の言果して然りと得々獨り安心して曾に他の所長を究めざるのみならず自から其技を研磨するの念も自然解怠せざるを得ず畢竟西洋風の流行に際し日本人が其工藝に關して自から輕んじたる其程度は如何にも極端なりしかども近來其反對に自から夸張するの氣味あるは是れ亦極端論にして一進一退共に其所を得ざるものと云ふ可し我輩は日本の工藝を以て兒童の消書に擬するものに非ず其風雅氣韻等に就ては西洋人中賞贊の評も多きが故に今暫く之を論せず唯みの賞贊を負ふを以て彼れの我れを究むる間に我れは彼れを知らずして日本工藝の佳處長所は何時か西洋人の爲めに奪はれ他日自から顧みて自他兩失を悔ゆるに至らざらんと我輩の今日切に日本工藝家に勸告する所のものなり

## 官報

○大藏省令第三十四號
明治二十三年十一月勅令第二百七十一號印紙類賣下賣捌規則施行細則左ノ通リ相定ム
明治二十三年十一月十四日　大藏大臣伯爵松方正義

印紙類賣下賣捌規則施行細則

第一條　元賣捌人ハ本店ヲ府縣廳所在ノ地ニ置キ各間稅分署所轄內ニ支店又ハ代理店ヲ設クヘシ
賣捌人ハ各間稅分署所轄內ヲ一區トシ其區內ノ地勢商業等ノ實況ニ應シ府縣知事適宜其人員ヲ定ムヘシ

第二條　印紙類ハ額面ニ對シ左ノ割引ヲ以テ賣下ケ又ハ賣渡スモノトス
一　間稅署ヨリ元賣捌人ニ賣下クルトキ　登記印紙　百分ノ六　其他ノ印紙　百分ノ七
一　元賣捌人ヨリ賣捌人ニ賣渡ストキ　登記印紙　百分ノ四　其他ノ印紙　百分ノ五

第三條　規則第八條ノ割引步合ハ額面ニ對シテ左ノ如シ
一　賣捌人ヨリ元賣捌人ニ請求スルトキ　登記印紙　百分ノ九　其他ノ印紙　百分ノ十
一　元賣捌人ヨリ間稅署ニ請求スルトキ　登記印紙　百分ノ八　其他ノ印紙　百分ノ九
印紙類ノ交換又ハ買戾ヲ請求セントスルトキハ賣捌人ハ元賣捌人ニ元賣捌人ハ間稅署ニ申出ヘシ

第四條　規則第七條ノ公債證書ハ有利息ノモノニ限リ其抵當價格ハ明治二十三年勅令第四號第三條ニ依ル

第五條　免許ヲ得タル元賣捌人ハ間稅署ヨリ賣捌人ハ間稅分署ヨリ各免許ノ標札ヲ受ケ之ヲ戶外ニ揭出スヘシ
各賣捌人ノ改名轉居等ニ依リ異動ヲ生シタルトキハ其訂正ヲ請フヘシ
廢業シタルトキハ標札ヲ返納スヘシ

第六條　規則第九條ノ場合ニ於テハ總テ廢業ノ取扱ニ依ルヘシ

第七條　印紙類元賣捌人及ヒ賣捌人ハ印紙類受拂帳簿ヲ調製シ印紙受拂ノ都度其種類員數及ヒ年月日ヲ記載スヘシ但賣捌人ニ於テ烟草印紙賣捌印紙ヲ賣捌キタルトキハ買受人ノ住所氏名ヲ記載シ置クヘシ

附則

第八條　印紙類賣下賣捌規則施行ノ前日ニ現在スル印紙類賣捌人ハ更ニ願出ヲ要セス將來該規則ニ從ヒ繼續賣捌ヲ爲スコトヲ得

大藏省令第三十四號參照
勅令第四號(明治二十三年一月二十五日官報)抄錄
第三條　身元保證金ニ代用セントスル公債證書ハ有利足ノモノヲ以テシ其價格ハ明治二十三年三月中東京取引所平均ノ相場ニ依リ爾後五箇年毎ニ其年三月中ノ同所平均相場ニ依リ其價格ヲ改定スヘシ但明治二十三年三月以後新ニ發行シタル公債證書ノ價格ハ身元保證金納付前月ノ東京取引所ノ平均相場ニ依リ爾後本條ノ期限ト同時ニ其價格ヲ改定スヘシ

○農商務省訓令第六十五號　廳府縣
明治四年八月大藏省布達及明治六年十一月第百五十七號大藏省達ヲ廢ス
明治二十三年十一月十四日　農商務大臣陸奧宗光

農商務省訓令第六十五號參照
明治四年八月大藏省布達
近來肉食相開候ニ就テハ屠牛渡世ノ者屠場ノ儀ハ人家懸隔ノ地ニ取設ケ病牛死牛トモ不賣據樣嚴重取締可申就テハ左ノ二箇條相守各地方官ニ於テ雛形ノ鑑札製造致シ屠場取開ノ場所巨細取調ノ上相渡シ(當省)ヘ追テ可屆出事
一　牝牛ハ蕃息ノ基本ニ付總テ屠殺不致樣取締可致事
但十二三歲以上孕牛ニ無之相成分ハ不苦候事
一　諸開港場ニ於テ輸出ノ節取締ノ儀ハ其地方官ニ於テ見込相立取締可致事
但見込ノ擬追テ可申出事

明治六年十一月第百五十七號大藏省達
近來肉食相開候ニ付テハ牛種蕃息ノ儀ハ最注意不致候テハ不相成ニ付辛未八月中牝牛屠殺取締ノ儀及布達候處兎角目下ノ細則ニ趨リ小壯ノ牝牛屠殺販賣ノモノモ有之哉ニ相聞此儘捨置候テハ將來牛種減耗ニ立至リ殖產ノ上ニ於テ不容易弊害可相成ニ付右布達ノ旨趣ニ基キ管內牝牛屠殺取締方法相設其旨租稅寮ヘ可屆出此旨相達候事

○撿疫廢止　釜山港に於ては入港の諸船舶に對し傳染病豫防規則を施行せしが去月三十一日限之を廢止せる旨本月二日附を以て在釜山本邦領事館より報告あり(外務省)

## 雜報

○電信の沿革　電信を我國に架設せんとの企てを起したるは明治元年にして當時政府の參與職たりし寺島宗則氏は命を奉じて橫濱燈明臺役所(今の燈臺局)の御雇英人ブラントン氏に依賴して英國より電信器械幷に其建築師ギルバルトと云へる人を聘する約束を結び翌年右の技師日本に到着せしかば其れより直に燈明臺役所と本町の裁判所との間に之を架設せり即ち是れ日本に於ける電信の濫觴とも云ふべきものにして其後又右の裁判所と東京築地の運上場(物上場)との間に架設し爾來各處に之を架設したるも尙は遠隔の地に及ばざりし處丁抹の大北部電信會社より上海、長崎間及び長崎、橫濱間に海底電信を設け長崎、橫濱の二箇所に電信局を置きたき旨を我が政府に請願せり當時政府は何の慮かる所もなく之を許可せしかど後にて其不可なるを覺りたるものゝ如く直に橫濱より長崎に至る陸路の電信工事に着手し終に丁抹電信會社に先だちて其架設を終へしかば丁抹電信會社も今は既
濱長崎間を見捨て上海と長崎
沈架して止みしが其頃は尙ほ
術も進步せざりしに付き何角
らず其費用の如きも亦意外の
し斯くて追々其經驗を積み以
器械の或る一部を除くの外は
るの仕合せに立至りたるあ
に來りたるは明治十一年の
石井忠亮氏は當時電信局長
ゑ列したる砂電話器の便利を
はんと欲し其器械を取寄せわ
の不充分なると取扱人の未熟
成蹟を得ざるより爾來其道の
すのみならず歐米諸國の新
果を奏し以て今日の實行を
く電信の技術次第に發達し
きにあらざると同時に種々の
に供すべきものも少からざ
部と爲したるものなきのみ
方は既に完全なる一部の沿
居るに電信の歷史なきは不
於て其編纂中なりと云ふ

○直江津新發田間の鐵道設計
間に敷設せんとする鐵道の
概略を記載せしが今又設計
江津停車場より海岸の道筋
宿驛を通過し米山の嶮岨を
り遠く海濱を離れて右の方
り地藏堂村を距る凡そ二里
を渡り屈曲して三條町に到
所より一線は左の方に折れ
ながら沼垂町に至り他の一
そ七八哩も進みたる處に於
經て新發田に達するものに
延長は八十九哩四十鎖餘
り沼垂に至る十二哩四十鎖
となる勘定なれども鐵道
直江津より地藏堂に至る迄
量したる位なれば實際の里
も知るべからずと云ふ借て
を要する見積なり即ち一哩
なれども此內凡そ五分の二
つるものにて米山の如きは
爲め五十九萬圓の工費を要
する長桁の鐵橋は七十五萬
四十餘箇所の橋梁あれども
にて事足り百尺の鐵桁を用
ざるを以て此費用は差程に
にては線路を地藏堂より中
野等の近傍を經て直に新潟
が斯くするときは一圓も信
ゑ大に其費用を減じ里程七
百四十萬圓即ち一哩に付三
なり去りながら其後新發田
を信濃川の東岸に取るみと
費用を要する次第なりとぞ